

「横浜市多文化共生まちづくり指針」
～創造的社会的実現に向けて～

横浜市国際局

平成 29 年 3 月

目次

第1章 指針策定にあたって.....	1
1 指針策定の趣旨	1
2 指針の位置づけ	1
第2章 策定の背景	2
1 これまでの本市の国際性豊かなまちづくりの取組.....	2
(1) 「ヨコハマ国際まちづくり指針」(平成19年3月)策定までの取組.....	2
(2) 「ヨコハマ国際まちづくり指針」(平成19年3月)策定から10年の取組	3
2 この10年間の外国人を取り巻く環境・状況の変化.....	4
(1) この間の市内の外国人の概況	4
(2) リーマンショックに伴う外国人構成の変化	5
(3) 東日本大震災の発生と防災施策.....	6
(4) 新たな在留管理制度の導入.....	7
(5) 訪日外国人の急増.....	7
(6) ラグビーワールドカップ2019 TM 、東京2020オリンピック・パラリンピック の開催決定.....	8
(7) 情報通信技術(ICT)の進展	8
3 国の多文化共生政策の変遷	9
第3章 策定にあたっての主要論点.....	12
1 地域で暮らす外国人の活躍	12
(1) 論点の説明.....	12
(2) 委員のヒアリング結果	14
2 急務となっている短期滞在者の受け入れ環境整備.....	16
(1) 論点の説明.....	16
(2) 委員のヒアリング結果	17
3 定住化・家族構成の変化とニーズの多様化.....	18
(1) 論点の説明.....	18
(2) 委員のヒアリング結果	21
第4章 創造的社会的実現のための「横浜市多文化共生まちづくり指針」	22
1 基本目標	22
2 横浜市が実施する施策の方向性.....	22
(1) 外国人が認められ、活躍できる「機会を創りだす」	22
(2) 誰もが活動・滞在しやすいよう「おもてなし力を高める」	24
(3) 外国人が抱える多様な課題に寄り添う「つながりを広げる」	26
(4) 3つの施策の連関が生み出す創造的社会的	28

第1章 指針策定にあたって

1 指針策定の趣旨

平成27年4月、横浜市は国際局を発足させ、28年2月には、本市の国際事業を戦略的に展開し、成長につなげていくための考え方「横浜市国際戦略」を策定した。同戦略には、重点的な取組事項の一つに「多文化共生による創造的社会的実現」が掲げられ、今後、この具体化に向けた取組を進めていく必要がある。

こうした多文化共生に関する指針として、本市はこれまで「ヨコハマ国際まちづくり指針～国際性豊かなまちづくりを目指して～」をもとに、様々な施策を展開してきた。同指針は、横浜市と横浜市国際交流協会(YOKE)が事務局となって、平成15年度から平成17年度にかけて日本人と外国人の有識者とともに検討を行った「よこはま国際性豊かなまちづくり検討委員会」での具体的な施策提言を土台として、今後の国際性豊かなまちづくり推進の方向性を示すガイドラインとすることを目的に平成18年度にまとめたものである。

本年度は、同指針の策定から10年の節目を迎える年にあたり、この間の社会経済状況の変化や「横浜市国際戦略」策定の意義等を踏まえ、これまでの指針をあらため、新たに「横浜市多文化共生まちづくり指針～創造的社会的実現に向けて～」を策定することとしたものである。

2 指針の位置づけ

本指針は、平成28年2月に策定した「横浜市国際戦略」に基づき、同戦略における重点的な取組事項「多文化共生による創造的社会的実現」を目指して、横浜市が実施する多文化共生施策の取組の方向性を明らかにするものと位置付ける。横浜市は本指針の方向性に沿って、市民・民間事業者・公益団体など各方面に協力を呼び掛けていく。

なお、「横浜市国際戦略」は 横浜市中期4か年計画やその他の本市の各計画と連動しながら、計画に記載された事業や、中長期的に取り組むべき事業（おおむね2020年までを想定）を推進するに当たっての基本的な考え方をまとめたものである。本指針と他の計画との関係及び本指針の計画期間についても、これに準じて取り扱うこととする。

[対象とする「外国人」について]

本指針は対象とする「外国人」として、①生活者として横浜に長期にわたり暮らす外国人、②観光やビジネスを目的に横浜を一時的に訪れる外国人、③留学生や外資系企業の駐在員など横浜での活動を年単位で行う外国人を広く含むこととする。なお近年は、外国人が日本に帰化する事例や、外国籍の親を持つ子どもの事例など、日本国籍を有しながらも、様々な文化的背景を持つ市民が増えている。本指針で「外国人」について記載する内容の中には、こうした市民にもあてはまる内容が含まれているが、説明の冗長さを避けるため「外国人」の表記で統一することとする。ただし教育現場においては、「外国籍」と「外国につながる児童・生徒」を分けて統計等の処理を行っていることから、これに関連する領域については統計の表現を採用している。

第2章 策定の背景

本章では、この指針策定にあたり、踏まえるべき背景について触れる。まず、これまでの本市の国際性豊かなまちづくりの取組を振り返る。次に、平成18年の指針策定から今日まで10年間の外国人を取り巻く環境や状況の変化を見る。

さらに、この間の国の多文化共生政策の変遷をまとめる。

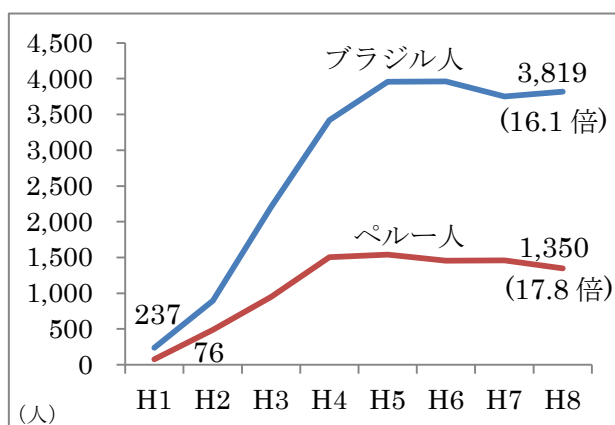
1 これまでの本市の国際性豊かなまちづくりの取組

(1) 「ヨコハマ国際まちづくり指針」(平成19年3月)策定までの取組

多くの地方自治体がそうであるように、本市の外国人市民施策に大きな転機が訪れたのは平成2年である。この年、出入国管理及び難民認定法の改正によって、在留活動に制限がなく就業できる在留資格「定住者」が新設された。これを受けて、平成元年から平成8年の間にブラジル人が16.1倍、ペルー人が17.8倍に増加するなど、外国人の増加に対応する必要が生じた。

本市が平成8年に定めた「国際交流ラウンジ基本構想」では、その機能の最初に「外国人の支援機能」を挙げている。外国人と日本人との交流を主として設置がはじまった国際交流ラウンジが、外国人への相談業務などを多く引き受けながら、その方向性を決定付けた出来事といえる。

平成11年には、「横浜市海外交流協会」が「横浜市国際交流協会」と名称を変更し、同じく外国人支援に軸足を大きく移した。



▲平成8年までのブラジル人とペルー人の増加
(市内外国人登録者数・各年1月末日現在)

平成14年には、2002FIFAワールドカップの決勝戦が横浜国際総合競技場で開催され、本市は案内活動やボランティアセンターの運営補助に通訳ボランティアを募った。募集は盛況で、応募総数は募集人数の13倍におよぶ28か国語6,877人に達し、最終的に20か国語725人に決定した。

またこの時、横浜市国際交流協会が中心となって医療通訳ボランティアの募集や研修を行い10言語で64人が登録を行った。この取組は、後に医療通訳派遣システムにつながるきっかけとなった。

平成 15 年、本市と横浜市国際交流協会は、本市を外国人市民及び日本人市民にとって共に過ごしやすく活動しやすいまちにするために何をすべきか、広く検討していくことを目的として「よこはま国際性豊かなまちづくり検討委員会」を設置した。この検討委員会では、平成 16 年まで「外国人市民が生活するうえでの課題」について、平成 17 年は「横浜市がグローバルな視点で選ばれるための課題」について検討を行った。

こうした検討結果をもとに平成 19 年に策定されたのが「ヨコハマ国際まちづくり指針」である。

なお平成 15 年の検討委員会の設置から、指針策定までの間には、在住外国人の生活に伴う個別課題についても、いくつかの整理を行っている。

平成 16 年には、家賃の支払い能力があるにも関わらず連帯保証人が確保できないこと等を理由に民間賃貸住宅への入居に困窮している市民に入居保証等を行う横浜市民間住宅あんしん入居事業を開始するにあたり対象者に外国人を含め、すまいに関する相談窓口の充実を進めた。

平成 17 年には、外国語による広報がますます求められる中で、全庁的な統一した方向性を示すために「横浜市外国語広報のあり方に関する指針」を策定したほか、国際交流ラウンジの設置について、施設整備にとらわれることなく各区で機能面での拡充が行えるように「国際交流ラウンジの設置及び運営に関する指針」を策定している。

(2) 「ヨコハマ国際まちづくり指針」(平成 19 年 3 月) 策定から 10 年の取組

「ヨコハマ国際まちづくり指針」策定後、この指針に沿って国際性豊かなまちづくりを一層推進するため、平成 19 年度に、市民・民間事業者・公益団体の代表者等で構成する「ヨコハマ国際まちづくり推進委員会」を設置した。

この委員会からの助言を受けながら、平成 21 年度には震災時の外国人支援を円滑に行うため、「横浜市外国人震災時情報センター」の設置と運営について、横浜市と横浜市国際交流協会との間で協定を締結した。また、避難場所で掲示されることばや文章を想定し、多言語に翻訳した「災害時多言語表示シート」を、市内の全地域防災拠点・区役所・国際交流ラウンジに配布した。

平成 21 年度には外国人市民意識調査を実施した。この意識調査で困っていることの第 1 位が「日本語の不自由さ」であったことや、市内在住の外国人の 7 割が日本語を学びたいと回答していることなどを踏まえ、平成 22 年度に、日本語学習支援事業を開始し、現在は横浜市国際交流協会がこれを引き継いでいる。

東日本大震災があった平成 23 年度には、前述の「横浜市外国人震災時情報センター」の発災時の運営を確かなものとするため、さらに非常用電源の供給に関する覚書を施設の管理会社と締結した。

なお東日本大震災の際は、実際に「横浜市外国人震災時情報センター」を開設し、相談や翻訳などの業務を実施している。

平成 24 年度には外国人の課題やニーズの詳細を把握するため、外国人インタビュー調査を実施した。この調査は平成 25 年度にも引き続き実施したほか、同年度、再度、外国人意識調査を実施している。

平成 25 年度はまた、「やさしい日本語」に関する取組を本市が本格的に開始した年でもある。同年、「やさしい日本語」の基本的な考え方と文法に関する基準作成を行い、平成 26 年度からは行政語彙の語釈の作成を外国人や外部有識者とともに進めるほか、職員向けの研修を開始している。

平成 27 年度に、鶴見区が窓口でタブレット端末によるテレビ電話通訳サービスを試行した。平成 28 年度は、これを外国人が多く在住する 3 つの区（鶴見区・中区・南区）に拡大しモデル実施を行っている。

2 この 10 年間の外国人を取り巻く環境・状況の変化

本項目では、この 10 年間（平成 18 年～平成 28 年）の外国人を取り巻く環境・状況の変化について、特に大きな影響をもたらしたものを中心に確認していく。

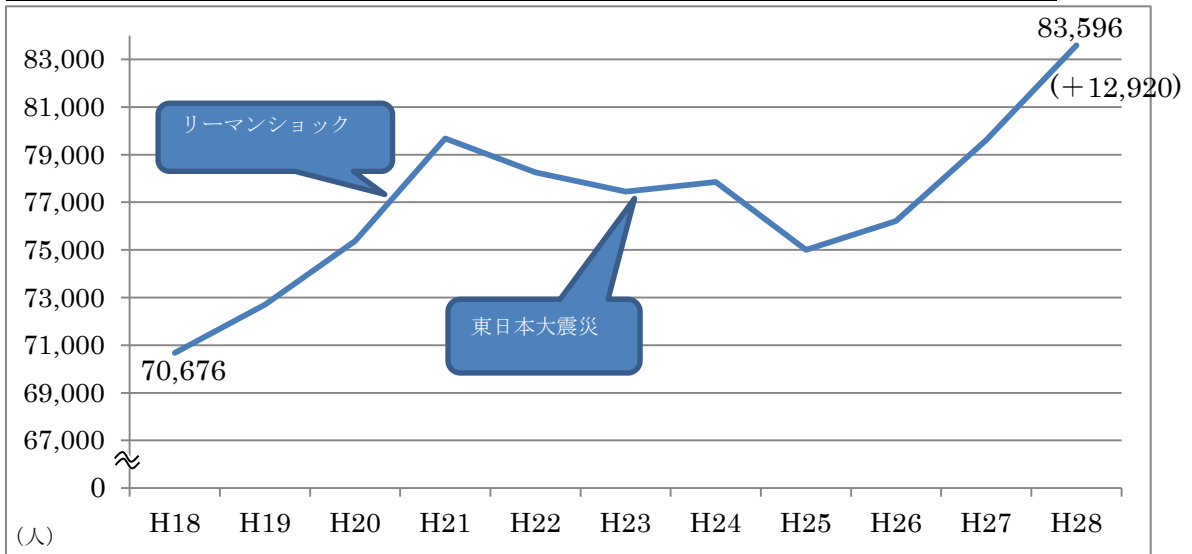
（1）この間の市内の外国人の概況

法務省の在留外国人統計によると平成 28 年 6 月末時点の在留外国人数は約 230 万人となっている。10 年前にあたる平成 18 年 6 月には約 208 万人（外国人登録者数）であったことから、この間に約 22 万人の増加があったことになる。もっともこの間、外国人は一貫して増加があったわけではなく、後述するリーマンショックや東日本大震災などの影響を受けて、一時減少した時期があった。

市内に目を向けてみると外国人人口は、平成 28 年 4 月末現在で約 8 万 4 千人となっており、市内の 44 人に 1 人が外国人である。この 10 年間における外国人人口の増減の流れは、国の場合と同じく一時減少した時期があったが、総計では大きく増加しており、10 年前（平成 18 年 4 月末現在 70,676 人）と比較して 1 万 3 千人が増加している。この大半は中国からによるものであり、10 年で鶴見区・中区・南区を中心にして 1 万人が増加している。

またベトナム、ネパール、インドからの増加が目覚ましく、ベトナム人は 10 年前の 3 倍、ネパール人は 13 倍、インド人は 1.8 倍に増加した。

10年間の外国人人口の変化（市内外国人人口各年4月末時点、H24までは外国人登録者数）



	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
総数	70,676	72,703	75,385	79,680	78,258	77,454	77,856	75,007	76,218	79,612	83,596
中国	24,681	26,536	29,234	32,374	33,380	33,715	34,006	31,362	31,561	32,825	34,368
韓国・朝鮮	15,990	16,154	16,195	16,197	15,629	15,277	14,877	14,167	13,946	13,753	13,627
フィリピン	6,971	7,131	7,105	7,356	6,672	6,594	6,871	6,621	6,683	6,903	6,979
ベトナム	1,378	1,493	1,648	1,812	1,847	1,832	1,894	1,941	2,410	3,155	4,134
台湾	※	※	※	※	※	※	※	1,492	1,973	2,303	2,470
ネパール	184	228	257	334	413	545	634	824	1,229	1,713	2,426
ブラジル	3,925	3,629	3,719	3,791	3,431	3,058	2,822	2,567	2,376	2,305	2,401
米国	2,801	2,706	2,602	2,702	2,506	2,368	2,393	2,238	2,207	2,261	2,299
インド	1,071	1,174	1,250	1,361	1,379	1,357	1,518	1,574	1,787	1,984	1,917

▲10年間の国籍・地域別外国人人口の推移（市内外国人人口各年4月末時点、H24までは外国人登録者数）

※台湾は、H24までの外国人登録者数に係る統計では中国に含んでいたが、これ以降は、交付される在留カード及び特別永住者証明書にて、国籍・地域欄に「台湾」と表示されることとなったため別に集計している。

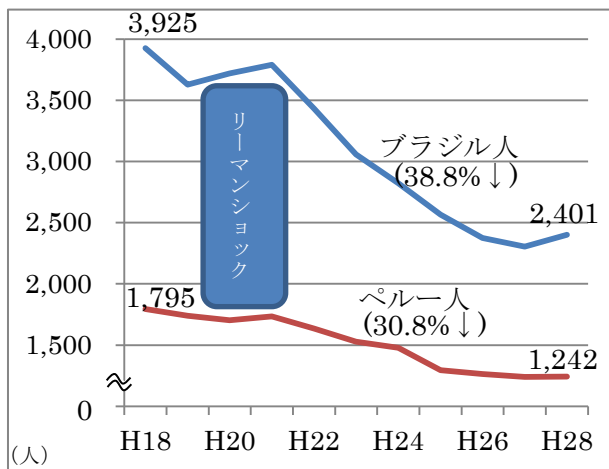
（２）リーマンショックに伴う外国人構成の変化

平成20年9月にアメリカ合衆国の投資会社大手リーマン・ブラザーズが経営破綻したことに端を発し、世界金融危機が到来した（いわゆる「リーマンショック」）。このリーマンショックにより、国内外で雇用状況が悪化し、多くの非正規雇用者が職を失う事態となった。市内外国人も少なからずこの影響を受けたと推測される。特にこの影響を大きく受けたと考えられるのが南米系の日系人である。平成2年の出入国管理及び難民認定法の改正により、日系人は3世まで「定住者」の在留資格を得ることができるようになり、南米からの日系人が特に多く、この資格により就

業していた。

もともと、その多くは非正規又は派遣の形態での就業であったと推測され、こうした日系人が職を失うこととなった。平成 21 年、政府は厳しい再就職環境の下、再就職を断念し、帰国を決意した日系人離職者に対し、一定額の帰国支援金を支給する日系人離職者に対する帰国支援事業を実施した。

こうした社会情勢の中、市内においても、南米系日系人が構成比を大きく減らした。この 10 年間の外国人人口の増減では、ブラジル人が約 4 割、ペルー人が約 3 割減少している。



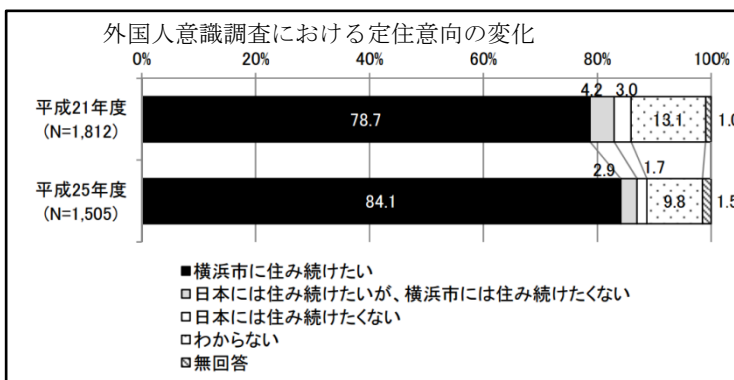
▲ブラジル人とペルー人の減少
(市内外国人人口各年 4 月末時点、
H24 までは外国人登録者数)

(3) 東日本大震災の発生と防災施策

平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生した。首都圏においても交通機関が麻痺し、多数の帰宅困難者が発生したほか、震災に伴って発生した福島第一原子力発電所の事故が大々的に報道された。リーマンショック以降の景況に加え、この出来事が決定打となって帰国を選択する外国人もいた。

こうした一連の在住外国人の減少傾向は平成 25 年に底を打つまで続いた。

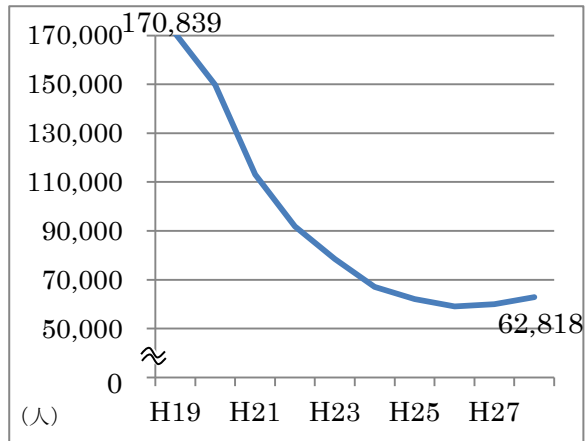
一方で、このような厳しい状況の中で、なお日本で居住し続けることを選択した外国人は、日本に強い定住志向があったと思われる。横浜市が平成 21 年と 25 年に実施した外国人意識調査の変化でも、これを裏付ける結果が見て取れる。



なお、外国人に対する防災の取組は、平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災において、多くの外国人が被災したことをきっかけに様々な自治体で取組が始まり、平成 16 年 10 月の新潟中越地震でもその進展が見られたが、東日本大震災の発生は、あらためて在住外国人に対する防災施策の重要性を認識する機会となった。本市においても津波対策など新たな分野で取組が進んでいる。

(4) 新たな在留管理制度の導入

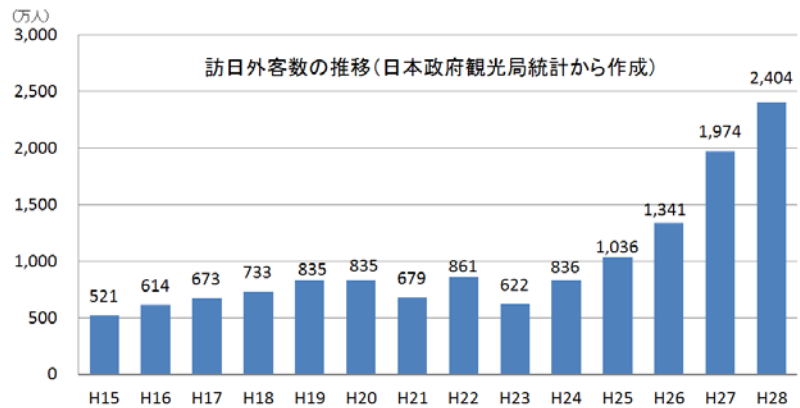
平成 24 年 7 月、これまでの外国人登録法を廃止し、中長期間、日本に在留する外国人が住民基本台帳法の適用対象となり、「在留カード」が交付されるようになる「新たな在留管理制度」が施行された。これにより、外国人の居住実態や国際結婚における世帯など、在留状況をこれまで以上に正確に把握できるようになった。なお外国人登録制度においては、不法滞在者についても登録の対象となっていたが、新しい在留管理制度においては、その対象とならなくなった。外国人が日本で不法滞在することは、これまで以上に難しくなり、平成 19 年に国内に 17 万人以上いた不法残留者は、一時 5 万人台まで減少した。現在、国内の不法残留者は 6 万人台で推移している。



▲国内不法残留者の推移
(法務省発表 毎年 1 月 1 日現在)

(5) 訪日外国人の急増

平成 29 年 1 月の日本政府観光局 (J N T O) の報道発表によると平成 28 年の訪日外客数は、平成 27 年の 1,974 万人をさらに上回り、2,404 万人 (対前年比 21.8%増) となり、4 年連続で過去最高を更新したと同時に、統計を取り始めた昭和 39 年以降で最多の訪日者数となった。同発表では、この要因を「クルーズ船寄港数の増加や航空路線の拡充、これまでの継続的な訪日旅行プロモーションに加え、ビザの緩和、消費税免税制度の拡充等が、主な増加要因として考えられる」としている。



こうした中、本市においても市内での宿泊者数が増加しつつあり、横浜を訪れる外国人も増加していることがうかがえる。

横浜市内の地域別外国人延べ宿泊者数年別推移

(単位:人泊)

地域	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	構成比	対前年比
中国	66,753	44,420	77,223	75,251	99,801	231,953	32.2%	232%
アメリカ	82,934	68,703	89,050	91,577	96,621	98,971	13.8%	102%
台湾	29,679	22,501	40,786	47,670	54,382	75,099	10.4%	138%
韓国	33,098	22,292	26,022	28,742	29,159	36,698	5.1%	126%
タイ	3,495	4,186	13,093	13,608	11,849	30,559	4.2%	258%
イギリス	12,098	17,218	23,300	25,654	26,390	24,857	3.5%	94%
香港	11,078	9,081	7,688	17,572	14,219	21,373	3.0%	150%
ドイツ	12,985	11,065	13,892	15,987	15,537	17,402	2.4%	112%
フランス	7,945	5,960	8,022	9,570	11,374	14,086	2.0%	124%
カナダ				5,773	7,966	13,003	1.8%	163%
オーストラリア				9,304	9,980	10,914	1.5%	109%
インド				7,161	8,317	10,528	1.5%	127%
シンガポール	6,751	5,335	5,259	6,923	10,073	9,814	1.4%	97%
マレーシア	3,240	3,508	4,848	6,597	7,078	9,264	1.3%	131%
インドネシア				3,380	3,757	7,048	1.0%	188%
その他	69,987	76,941	94,312	77,658	94,889	107,824	15.0%	114%
合計	340,043	291,210	403,495	442,427	501,392	719,393	100%	143%

※H22～24年のカナダ、オーストラリア、インド、インドネシアは未調査のため、その他に含まれる

(6) ラグビーワールドカップ 2019™、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催決定

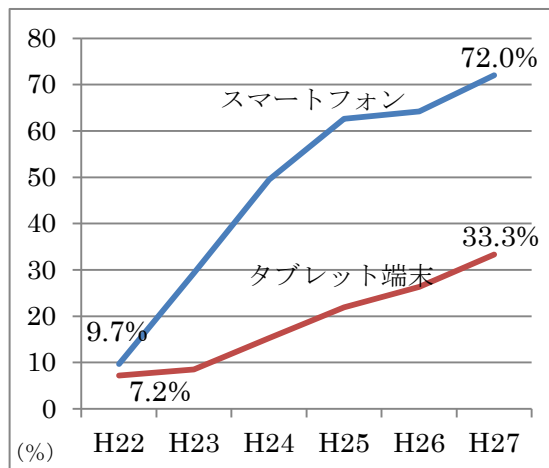
平成 27 年 9 月、アジア初開催でありラグビー伝統国以外としても初めてとなるラグビーワールドカップ 2019™の決勝戦が、横浜国際総合競技場で開催されることが決定した。

また、平成 25 年 9 月に開催が決定した東京 2020 オリンピック・パラリンピックでは、横浜国際総合競技場でのサッカー競技開催に加え、横浜スタジアムでの野球・ソフトボール競技の開催が決定した。

オリンピックにおいては、オリンピック憲章にて「オリンピック競技大会の有益な遺産（レガシー）を、開催国と開催都市に残すことを推進する」とあり、ラグビーワールドカップ 2019™においても同様に、開催自治体に対して「レガシープログラム（大会の開催を通じて創り上げる資産を将来に活かすための活動）」に協力することが求められている。

(7) 情報通信技術（ICT）の進展

平成 19 年に「スマートフォン」が登場した。持ち運びに不便であったパソコンと同等の機能が手のひらの端末に搭載されたことで、各種アプリケーションの活用等で利用シーンが大きく広がった。平成 22 年末に国内の保有



割合が 9.7%に過ぎなかったスマートフォンの保有状況は平成 27 年末には 72.0%にまで急伸するという劇的な普及を見せた。

東日本大震災の際、音声通話は混雑が発生した一方で、通信が途絶していない限りパケット通信によるテキスト等の送受信は比較的スムーズに行えたことから、安否確認をはじめとした災害時対応においても、ソーシャルメディアや通信事業者が提供する災害伝言板の活用など、情報通信技術の活用が効果的であることが確認された。

なお、総務省の調査によると、平成 28 年における在留外国人のスマートフォンの利用率は、先進国出身者で 87.8%、先進国以外の国の出身者では 91.8%と日本人よりも高い利用率となっている。

在留外国人が利用している ICT 端末

	スマートフォン	フィーチャーフォン	タブレット	PC
先進国出身者 (N=205)	87.8%	10.7%	47.8%	84.9%
先進国以外の国出身者 (N=331)	91.8%	8.5%	36.9%	69.8%

総務省「在留外国人及びソーシャルネットワークサービス利用者の ICT 利用状況等に関する調査研究」(平成 28 年)

3 国の多文化共生政策の変遷

本市が「ヨコハマ国際まちづくり指針」の策定を進めていた平成 18 年は、国による多文化共生の推進の転機となった年であった。その端緒となったのが、平成 18 年 3 月、総務省の「多文化共生の推進に関する研究会」が作成した報告書である。

報告書では、地域における多文化共生を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義し、地方自治体が多文化共生を推進する意義を記した*。この報告書をもとに、総務省は同月、「地域における多文化共生推進プラン」を策定した。

*[地方自治体が多文化共生施策を推進する意義]について

平成 18 年 3 月に総務省が発表した「多文化共生の推進に関する研究会報告書」では、地方自治体が多文化共生を推進する意義について、以下のとおり記載している。

いったん入国した外国人の地域社会への受入れ主体として、行政サービスを提供する役割を担うのは主として地方自治体であり、多文化共生施策の担い手として果たす役割は大きい。地方自治体が多文化共生施策を推進することは、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」等における外国人の人権尊重の趣旨に合致する。また、世界に開かれた地域社会づくりを推進することによって、地域社会の活性化がもたらされ、地域産業・経済の振興につながる。さらに、多文化共生のまちづくりを進めることで、地域住民の異文化理解力の向上や異文化コミュニケーション力に秀でた若い世代の育成を図ることも可能となる上に、多様な文化的背景をもつ住民が共生する地域社会の形成は、ユニバーサルデザインの視点からのまちづくりを推進することにもなる。

同プランの地方自治体への送付にあたり総務省は、「地方公共団体においては、1980年代後半から「国際交流」と「国際協力」を柱として地域の国際化を推進し、(中略)、地方公共団体における外国人の活動しやすいまちづくりを促したところですが今後は「地域における多文化共生」を第3の柱として、地域の国際化を一層推し進めていくことが求められています。」とし、地方自治体に対して多文化共生の推進に係る指針・計画を策定し、地域における多文化共生の推進を計画的かつ総合的に実施するよう求めた。

同年12月には政府の「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」による『生活者としての外国人』に関する総合的対応策』が取りまとめられた。

平成20年のリーマンショックを隔てて、平成21年1月、内閣府に「定住外国人施策推進室」が設置され、同年3月には、「日系定住外国人施策推進会議」が設置された。この会議は、厳しい雇用情勢の下で困難な状況に置かれている日系定住外国人への支援を検討するものであった。同年4月、推進会議は「定住外国人支援に関する対策の推進について」を発表、さらに平成22年8月には「日系定住外国人施策に関する基本指針」がとりまとめられた。

この基本指針では、「今後もこれらの人々の定住を認める以上、日本社会の一員として受け入れ、社会から排除されないようにするための施策を国の責任として講じていくことが必要である。」とし、「このため、国として、日系定住外国人を日本社会の一員として受け入れるための施策の基本指針を策定し、それを踏まえ取り組むべき施策内容を今後具体化していくこととする。」とした。

この基本指針を踏まえ、推進会議は、平成23年3月に「日系定住外国人施策に関する行動計画」を策定している。

平成24年5月、内閣官房に『外国人との共生社会』実現検討会議』が設置された。8月には同会議が「外国人との共生社会の実現に向けて(中間的整理)」をとりまとめている。

この中では、『外国人との共生社会に関する政策』と『出入国管理政策』とを調和させ今後の外国人政策の『柱』と位置付けながら、より総合的・体系的なものとして推進していくことが重要である』としている。

政府が前述の新たな在留管理制度及び外国人住民に係る住民基本台帳制度を導入したのはこの時期にあたる。

平成26年度以降は、国は成長戦略の一環として国籍を問わず多様な人材に着目し、この施策に沿った取組に力を入れている。

同年6月に閣議決定された『日本再興戦略』改訂2014-未来への挑戦-』では、「改訂戦略における鍵となる施策」の一つとして、「多様な価値観や経験、技術を持った海外からの人材がもっと日本でその能力を発揮してもらいやすくなるのが重要である」とし、外国人技能実習制度の抜本的な見直しや、外国人家事支援人材の

活用などが具体的な施策として項目に挙げられた。

平成 27 年 6 月に閣議決定された同戦略の改訂版『日本再興戦略』改訂 2015-未来への投資・生産性革命-」でも、「我が国経済の更なる活性化を図り、競争力を高めていくためには、海外の優秀な人材の我が国への呼び込みが不可欠である」としているほか、「経済・社会基盤の持続可能性を確保していくため、真に必要な分野に着目しつつ、中長期的な外国人材受入れの在り方について、総合的な検討を進める」としている。

同年 9 月には法務省が、第 5 次出入国管理基本計画を策定した。同計画では、我が国経済社会に活力をもたらす外国人を積極的に受け入れていく、ことが記載されている。また「外国人が地域の住民として貢献できるよう生活環境を整備していくことや、外国人の権利等への配慮も必要である」とし、「外国人を受け入れる際に外国人と共生する施策を講じておくことが重要である」と記載している。

平成 28 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略 2016-第 4 次産業革命に向けて-」では、「世界最速級の『日本版高度外国人材グリーンカード』の創設」を鍵となる施策の一つに掲げ、「イノベーティブな発想を生み出すには、人材の多様性（ダイバーシティ）は欠かせない要素である。様々なバックグラウンドや経験、考え方の人間が集まり、そこでの刺激が、誰もが思いつかなかった発想につながっていく」と記載している。

同年 11 月、介護福祉士の国家資格を有する外国人に対する新たな在留資格「介護」を創設する出入国管理・難民認定法改正案が可決した。これにより、介護の業務に従事する外国人の受入れが広がっていくことが見込まれる。また同月、技能実習法が成立・公布された。同法に基づく新たな制度では、技能実習の最長期間を 3 年から 5 年とするほか、対象職種への介護職種の追加を行うこととしており、今後、新制度への移行について準備が進んでいくことが見込まれている。

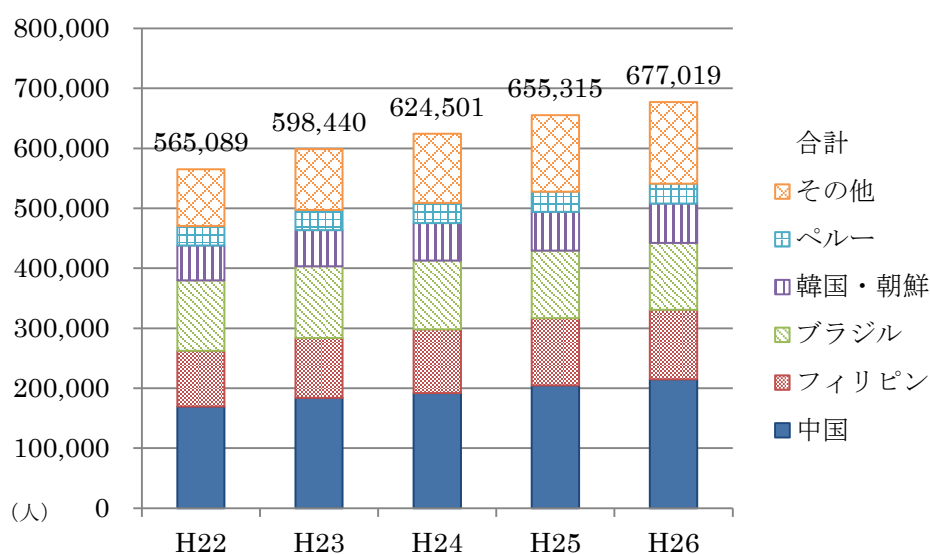
第3章 策定にあたっての主要論点

第2章に記した背景を踏まえ、大きく3点の主要論点を特定し「ヨコハマ国際まちづくり推進委員会」の委員にヒアリングを行った。以下にこの論点と、ヒアリング結果を概説する。

1 地域で暮らす外国人の活躍

(1) 論点の説明

全国的に外国人の「永住者」が増加傾向にある。



▲「永住者」の国籍・地域別在留外国人数の推移

(法務省在留外国人統計から作成 ※H23までの在留外国人数は外国人登録者数)

市内においても「永住者」の割合が全体で最も多い。

市内の在留資格別人口と構成比率

(平成28年1月29日現在)

国籍・地域	①特別永住者	②永住者	③日本人の配偶者等	④永住者の配偶者等	⑤定住者	身分に基づく資格(①-⑤)	⑥留学	⑦家族滞在	⑧技術・人文知識・国際業務	⑨人文知識・国際業務	⑩その他	総計(①-⑩)
総計	8,368	30,655	5,575	1,460	4,729	50,787	6,866	8,456	3,276	1,799	10,473	81,657
	10.2%	37.5%	6.8%	1.8%	5.8%	62.2%	8.4%	10.4%	4.0%	2.2%	12.8%	100.0%
中国	70	14,137	1,731	839	1,670	18,447	3,471	4,602	1,567	1,006	4,623	33,716
	0.2%	41.9%	5.1%	2.5%	5.0%	54.7%	10.3%	13.6%	4.6%	3.0%	13.7%	100.0%
韓国	7,457	2,497	607	107	316	10,984	389	517	242	198	554	12,884
	57.9%	19.4%	4.7%	0.8%	2.5%	85.3%	3.0%	4.0%	1.9%	1.5%	4.3%	100.0%
フィリピン	0	3,607	809	138	1,066	5,620	40	259	256	37	675	6,887
	0.0%	52.4%	11.7%	2.0%	15.5%	81.6%	0.6%	3.8%	3.7%	0.5%	9.8%	100.0%
ベトナム	0	1,008	63	100	275	1,446	967	200	161	35	973	3,782
	0.0%	26.7%	1.7%	2.6%	7.3%	38.2%	25.6%	5.3%	4.3%	0.9%	25.7%	100.0%
ブラジル	0	1,514	303	32	405	2,254	18	15	0	0	32	2,319
	0.0%	65.3%	13.1%	1.4%	17.5%	97.2%	0.8%	0.6%	0.0%	0.0%	1.4%	100.0%

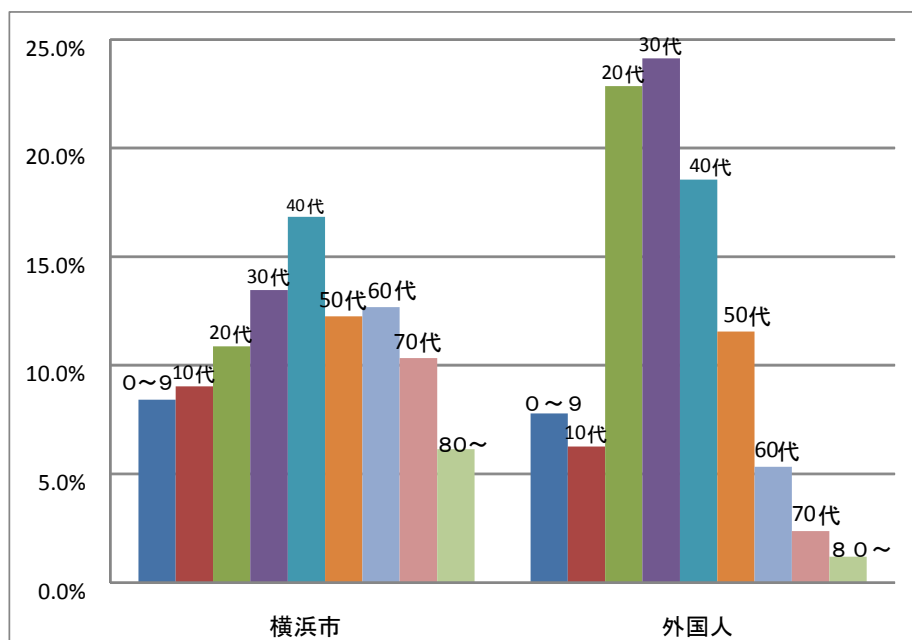
低迷する市全体の人口増加率と比べると、外国人は人口増加局面にある際、高い増加率が続く傾向がある。

横浜市全体の人口と外国人人口の比率

		市人口	増加率	外国人人口	増加率
2019	H31	3,736,000(推計値)		92,000(年4%/増)	
2016	H28	3,719,589	0.2%	81,751	4.7%
2015	H27	3,711,450	0.2%	78,053	3.5%
2014	H26	3,703,258	0.2%	75,395	0.6%
2013	H25	3,697,035	0.2%	74,931	-2.8%
2012	H24	3,691,240	0.1%	77,088	-0.7%
2011	H23	3,689,022	0.4%	77,596	-1.4%
2010	H22	3,672,789	0.5%	78,671	1.1%
2009	H21	3,654,427	0.6%	77,796	4.5%
2008	H20	3,631,236		74,440	

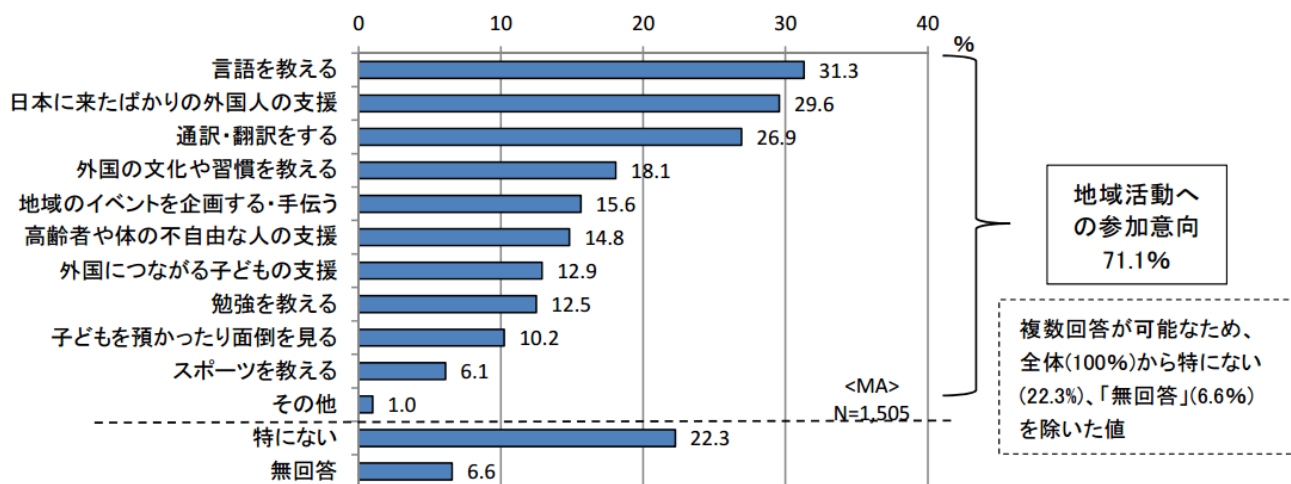
横浜市人口の2.5%
(H28年1月現在:2.2%)

また、市全体と市内外国人との年齢階級別構成を比較すると、高齢化が進む市全体の人口構成に対して、外国人は若い層が多く市内に在住している。



▲横浜市全体の人口と外国人人口の年齢階級別構成比の比較

そこで、外国人は地域社会に活力を与えうる存在として、捉えられないかという論点が浮かぶ。平成 25 年度に実施した横浜市外国人意識調査によると、外国人の地域活動への参加意向の割合は高く、言語を教える、日本に来たばかりの外国人を支援するなどの活動をやってみたいと答えている。



▲市内在住の外国人がやってみたい地域活動 出典：平成 25 年度横浜市外国人意識調査

これまで外国人は、ともすれば一方的に「支援を必要とする側」の対象として捉えられてきがちであったが、今後は、「その多様性を活かしてともに地域で活躍する」対象と捉えなおす必要があるのではないかと考えられる。

(2) 委員のヒアリング結果

この論点に対し、委員からは以下のような意見があった。

- 外国人グループのまとめ役となるような人材を見つけ出し、研修・育成するなど、市が支えていくことが重要。日本人の配偶者も貴重な人材であり、協力をお願いできると良い。
- 留学生の受け入れ環境向上と、就業・起業支援に取り組むべき。日本の商慣習への理解が深まるよう留学生を支援するとともに、市内中小企業にも目を向けてもらえるような情報提供があるとよい。企業側にも外国人労働者を受け入れてもらいやすくなるようなアプローチが取れると良い。
- 定住外国人の就労支援にもしっかりと取り組むべき。国や県と連携し、求職者の企業への橋渡しの機会を増やしてはどうか。

- 企業の駐在員や留学生は、日本語学習に対するモチベーションが高く、定住外国人にも良い影響を与える。様々な環境にある外国人同士のつながりをつくることが大切。
- 外国人に母語を活かして活躍できる場を設けられると良い。日本語ができなくとも、日本語以外の言葉が使えることが強みとなるような社会であれば、子どもも親に誇りを持ち、自分のルーツに自信を持つ。
- 定住外国人に横浜市民としての誇りを持ってもらえるようにすべき。横浜市は他都市より外国人に対する抵抗がないまちであり、このことを外国人に知ってもらう必要がある。
- 外国人が地域社会に参加しやすくなるように、外国人・地域社会の双方に働きかけを行っていく必要がある。防災訓練や地域活性化のイベントなど外国人が参加しやすいところから取り組むと良い。
- 外国人が活躍する社会の土台は、外国人がもたらす多様性を尊重される社会にこそある。そのためには、まず外国人が差別や人権侵害を受けない社会をつくるという理念をしっかりと打ち出す必要がある。

2 急務となっている短期滞在者の受け入れ環境整備

(1) 論点の説明

全国的に訪日外国人旅行者数が増加しており、横浜を訪れる外国人も増加していることがうかがえる。ラグビーワールドカップ 2019™や東京 2020 オリンピック・パラリンピックなど、世界規模の大規模スポーツイベントの開催は、多くの外国人が本市を訪問する機会であり、外国人が快適に滞在できる環境づくりに向けて様々な取組を推進し、これを大会終了後もレガシーとして残していくことが求められている。

市内には外資系企業も多く存在する。

横浜市内外資系企業本社数及び都市比較

(単位：社)

年度	横浜市	全国	東京都	大阪市	川崎市	神戸市	名古屋市
8年度(総覧96)	133	3,182	2,428	165	41	54	20
9年度(総覧97)	147	3,336	2,554	157	52	61	18
10年度(総覧98)	154	3,315	2,560	147	50	59	14
11年度(総覧99)	165	3,321	2,560	140	56	56	18
12年度(総覧00)	158	3,320	2,555	138	60	51	19
13年度(総覧01)	159	3,358	2,599	133	60	52	19
14年度(総覧02)	161	3,253	2,496	123	63	62	18
15年度(総覧03)	159	3,244	2,461	118	58	64	20
16年度(総覧04)	172	3,383	2,528	109	61	72	30
17年度(総覧05)	184	3,514	2,645	117	57	73	27
18年度(総覧06)	188	3,500	2,591	113	56	67	27
19年度(総覧07)	180	3,310	2,474	105	44	66	22
20年度(総覧08)	193	3,311	2,452	100	41	67	28
21年度(総覧09)	189	3,162	2,356	97	38	66	30
22年度(総覧10)	185	3,099	2,330	89	39	61	27
23年度(総覧11)	174	3,098	2,346	82	41	65	25
24年度(総覧12)	185	3,086	2,331	86	41	69	23
25年度(総覧13)	181	3,103	2,371	85	40	65	20
26年度(総覧14)	176	3,107	2,376	84	38	65	19
27年度(総覧15)	180	3,117	2,378	84	37	69	20

(各年度版「外資系企業総覧」(東洋経済)から作成)

また、留学生もここ数年、増加傾向にある。

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
居住地別	3,798 人	4,069 人	4,752 人	5,323 人
学校所在地別	4,898 人	5,185 人	6,029 人	6,605 人

▲横浜市内の留学生数(神奈川県内大学等在籍留学生調査(神奈川県)から作成)

企業の就業環境や学校での生活スタイルにも変化が見られ、近年は、社内で英語公用語化を進める企業や、英語だけで授業を受けて卒業できる大学など、日本にいながら英語でほとんどの活動を行う外国人も増えていると思われる。

こうした日本語ができない外国人にとっても、快適に滞在・活動する環境づくりを進めることは、国際都市としての本市の成長に寄与すると考えられる。

なお、こうした短期から中期の滞在者の受け入れにあたっては、情報通信技術の活用が欠かせない視点となっている。東京都オリンピック・パラリンピック準備局も「2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会」を発足させ、情報通信技術の活用を幅広く検討している。

(2) 委員のヒアリング結果

この論点に対し、委員からは以下のような意見があった。

- 特に防災に関しては、観光客に対して多言語による案内表示を充実させ、混乱が起らないようにすべき。ホテルや大使館・領事館と連携して取り組むべき。
- 発災時に、短期滞在者が避難することを考え、そこでどのようにケアするかを考えるべき。定住外国人以上に、ノウハウがないためパニックになりやすい。
- Wi-Fiの整備は、場所を増やすこととあわせて、分かりやすくPRすることが重要。またWi-Fiの管轄がバラバラになっているのは不便で、共通化できるとよい。
- 外国人が来訪時に最初に情報を得る場所として、観光案内所の場所を増やし、分かりやすく表示すると良いのではないか。
- 大規模スポーツイベントは市民レベルのおもてなしを實踐できる最良の機会。外国人向け市民ボランティア制度を創設してはどうか。
- 情報提供にICTを積極的に活用することを考えるべき。
- 企業と連携して観光資源の発掘にも取り組んでいくと、さらに横浜を訪れる外国人の拡大につながる。
- 帰国した留学生の中には、横浜での滞在を通して横浜に愛着を持ってくれた外国人がいる。そうした元留学生の発信力を活かすことを考えてはどうか。

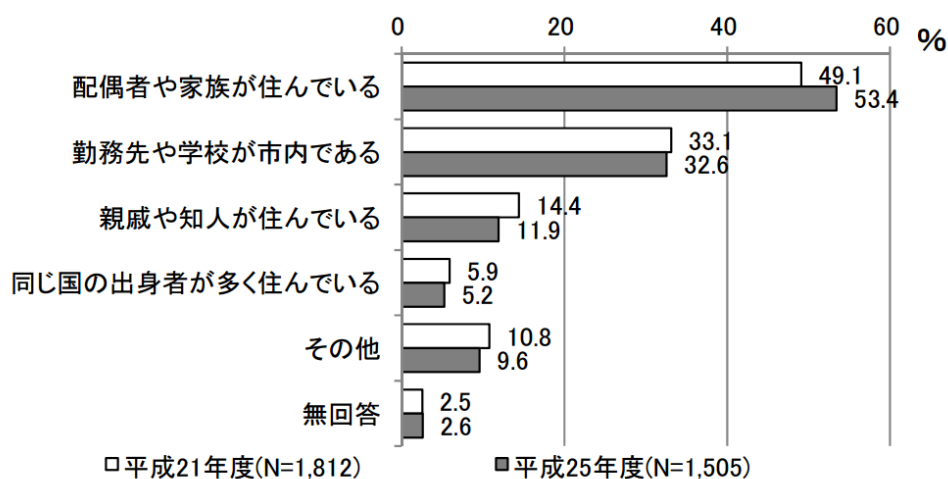
3 定住化・家族構成の変化とニーズの多様化

(1) 論点の説明

リーマンショックや東日本大震災、新たな在留管理制度の導入などの影響もあり、相対的に日本に強い定住志向がある外国人が国内にとどまっており、今後、外国人の定住化が一層進んでいくことが見込まれる。

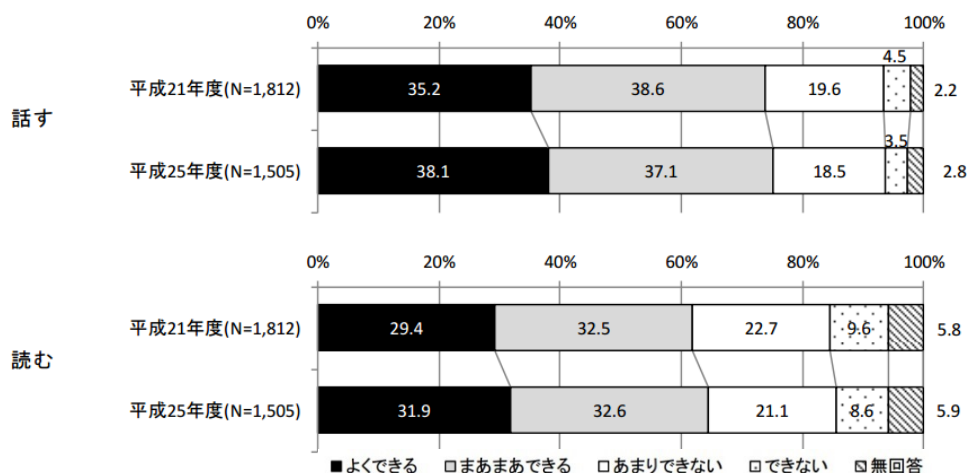
また定住化に伴って、結婚する、子どもが生まれる、家族を母国から呼び寄せるなど家族構成の変化も進む（これを今後、「家族化」と呼ぶことにする）。

市内の外国人も、横浜に住み続ける理由として「配偶者や家族が住んでいる」ことを理由に挙げた人が増えているなど、外国人世帯の家族化が進んでいると考えられる。



▲市内外国人の「横浜に住み続ける理由」 出典：平成25年度横浜市外国人意識調査

外国人の日本での滞在が長くなれば、日本語の習得は進みやすい。以前よりも日本語ができる外国人は増えてはいると考えられる。



▲どれぐらい日本語ができるか 出典：平成25年度横浜市外国人意識調査

一方で、今後、日本人と同様に外国人にも高齢化に伴う課題が顕在化する可能性がある。

また、外国人世帯の家族化が進むことに伴って、学校現場では外国籍や外国につながる児童・生徒が年々増加し、日本語指導の必要性が大きくなっている。

横浜市における外国籍及び外国につながる児童・生徒数（小・中・義務教育学校、夜間学級）
横浜市教育委員会事務局調べ

	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)
外国籍・外国につながる	6,955	7,488	8,034	8,423
外国籍	2,253	2,367	2,601	2,856
国別				
中国(台湾を含む)	818	913	1,115	1,323
フィリピン	308	320	354	388
韓国・朝鮮	279	274	256	254
ベトナム	218	236	232	229
ブラジル	161	154	155	160
ペルー	125	131	122	108
タイ	35	38	35	40
パキスタン	25	22	27	36
その他	284	279	305	318
外国につながる	4,702	5,121	5,433	5,567

※国籍及びつながる国の総数：99カ国

日本語指導が必要	1,397	1,444	1,538	1,670
-----------------	--------------	--------------	--------------	--------------

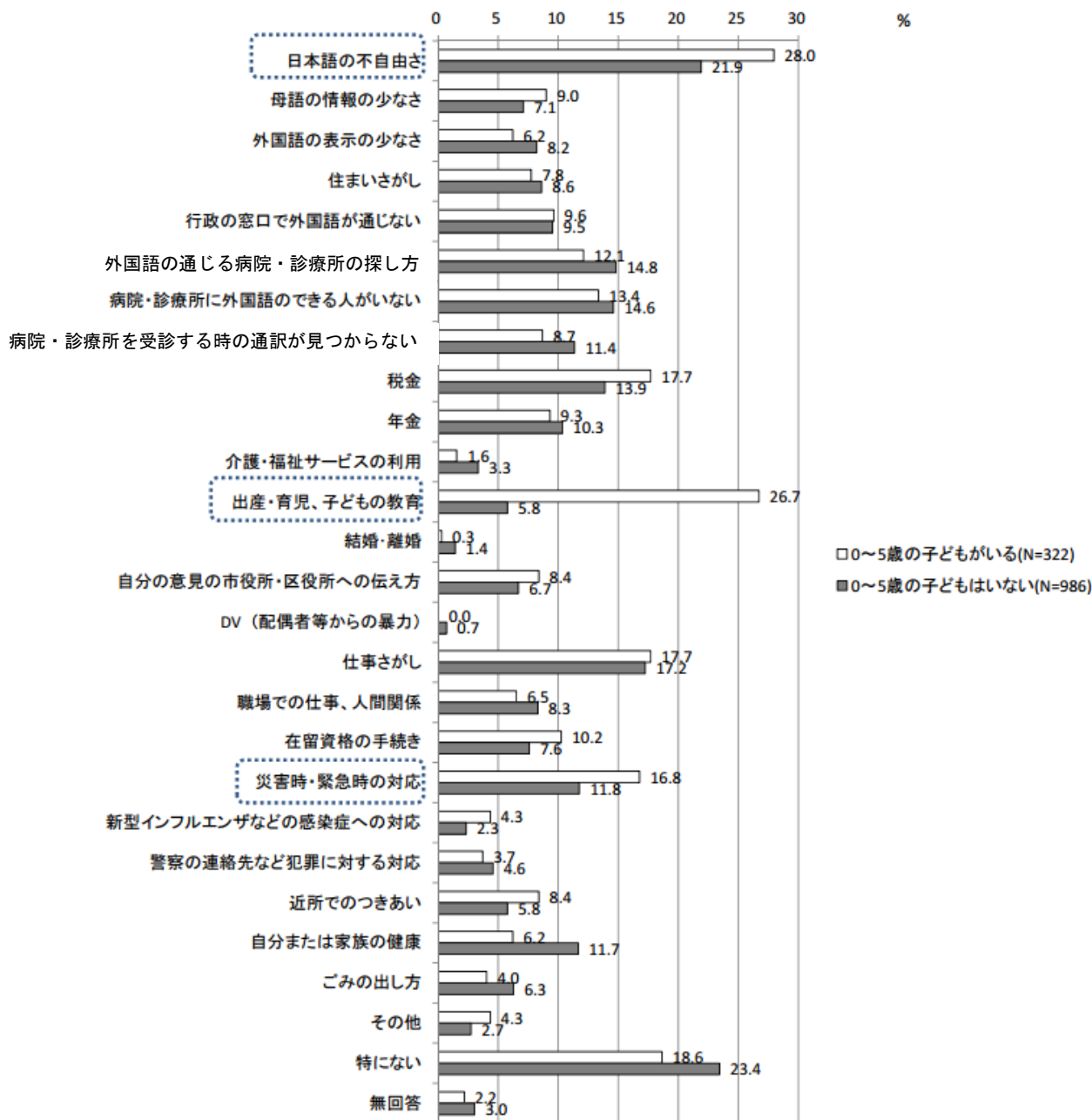
※日本国籍、帰国児童生徒含む

(単位：人、各年5月1日時点)

児童・生徒の中には、日本語の習得の遅れや、母語の能力・日本語の能力が共に不足していることが進路選択に困難を及ぼす事例も多く存在し、日本に定住し、将来的に自立していく際に大きな課題となっている。

また外国人世帯の家族化は、親の側にもニーズを押し広げる側面がある。横浜市外国人意識調査で、外国人が「困っていることや心配なこと」として挙げた各項目を見ると、未就学（0～5歳）の子どもがいる世帯のほうが、いない世帯より「出産・育児、子どもの教育」以外にも、「日本語の不自由さ」や「災害時・緊急時の対応」を多く挙げている。

子どもを養う立場となったことで、学校のプリントが読めない、子どもは日本語習得が早く日本語を得意としていく一方で、親は学習時間が確保できず日本語が不得手なままに留まることで子どもとのコミュニケーションが取れないなど、日本語の不自由さに直面する事例がある。また、いざという時に自分以外の守る対象があることで防災など暮らしへの関心が高まることがある。



▲子どもの有無別 困っていることや心配なこと 出典：平成 25 年度横浜市外国人意識調査

このように、定住化と外国人世帯の家族化に伴い、多様化していく外国人のニーズに、限られた人的・経済的な資源の中で対応していきつつ、外国籍等の子どもたちを将来の横浜を支えていく多様な人材として、育てていくことが求められている。

(2) 委員のヒアリング結果

この論点に対し、委員からは以下のような意見があった。

- 子どもへの日本語教育が極めて重要だが、実態は進学や受験を控えているにも関わらず、日本語が一切できないような子ども達がいる。幅広い人材が支援に携われるようにすべき。また高校の受け入れ枠の拡充や高校・大学進学後の支援の強化に取り組むべき。
- 幼児期から大人まで、どの段階でも対応できる日本語学習支援のシステムが求められる。様々な主体が連携することが欠かせない。関係者の連携強化を図る必要がある。
- 定住外国人が母国のコミュニティに引きこもらないように、コミュニティ同士の連携、もしくは個人レベルでのつながり策を考えるべき。
- 高齢者や障害児・者への支援制度、不登校・不就学への支援制度など、困難な状況にある外国人が、日本語が分からないことでより深刻な困難を抱えることにつながる事例がある。行政サービスの全般にわたって外国人を意識した支援体制が求められる。多言語化の拡大や、コミュニティを重視した「伝わる」情報提供を進めるべき。
- 外国人の実情を一層正確に把握できるようにすべき。統計調査に加え、コミュニティのリーダーや生活に密着した人の意見を把握できるようにするとよい。
- 日本語ができない親と、その子どものコミュニケーションが断絶されるケースがある。母国で教育機会がなかった大人向けに、夜間学級などを組み合わせた再教育の機会を提供できないか。
- 親と子どものコミュニケーションがうまく行かない家庭の子どもは自分のアイデンティティに悩みを持つこともある。課題に寄り添った対応が必要。
- 将来を担う子どもの教育においては教員の理解とサポートが必要であり、そのための研修会や意見交換などを活発に行っていく必要がある。
- 外国人の増加が進めば、いずれ日本人による支援だけでは限界が訪れる。日本に長く住み、そのノウハウを持った外国人にリーダー又はサポーターとして協力してもらうことが必要。そのためには外国人がつながりを持つ場所が大切。
- 今後も急激な増加が見込まれる外国人への対応は地方自治体だけでは限界がある。国として一層の取組を促すよう働きかけていくことも大切。

第4章 創造的社会的実現のための「横浜市多文化共生まちづくり指針」

これまでの検討を踏まえ、平成18年度に策定した「ヨコハマ国際まちづくり指針」をあらため、「横浜市多文化共生まちづくり指針」を策定する。

1 基本目標

「多文化共生による創造的社会的実現」

横浜市国際戦略では、「多様な文化的背景を持つ人々が地域社会の構成員として共に生きていく地域づくりの推進は、地域社会の活性化をもたらす。横浜の大きな強みである『異国情緒』を生み出してきたのは、開港以来、海外から持ち込まれた多様な文化や考え方である」とした。国籍を問わず様々な文化的背景をもった人材が活躍する社会は、今、時代の要請ともなっている。

多様な文化と考え方を発展の礎としてきた本市は、多様性を肯定し、外国人と対等な立場でともに社会を創造していくことをねらう。そのためには、日本人と外国人が相互理解を深め、共感をもって協働で創造的な活動に取り組む環境が必要であり、本市は、各区局が連携し、こうした環境づくりのサポートに取り組んでいく。

2 横浜市が実施する施策の方向性

「多文化共生による創造的社会的実現」に向けて本市が実施する施策の方向性を3点にまとめた。各施策については、〈あるべき姿〉とその〈課題〉をまとめ、課題を達成するための施策の例として〈施策の展開例〉を付した。

本市は、〈施策の展開例〉に掲げた取組に留まらず、機会を捉えて、施策の方向性に適う取組を積極的に展開していく。また、例に挙げた取組であっても、時代にそぐわなくなったものは柔軟に組み替え、機動的に施策を展開していくこととする。

(1) 外国人が認められ、活躍できる「機会を創り出す」

「多文化共生による創造的社会的実現」にあたっては、ともすれば一方的に「支援を必要とする側」として捉えられがちだった外国人が、その多様性を活かし、広く地域に活力を与える活躍と貢献を果たしていくことが必要である。本市に住む外国人には、こうした役割に取り組んでいく意欲がある外国人がおり、本市は様々な方法で、こうした外国人を後押しし、活躍できる機会を創りだしていく。

外国人の活躍と貢献により、地域で外国人への肯定的な見方が広がることは、一層、外国人が認められ、活躍できる場を育てていくことにつながる。本市は、こうした好循環を生み出すきっかけをつくっていく。

一方で、このような社会の土台として、外国人に対する差別や偏見の解消に取り組んでいく必要がある。多様な文化や考え方が尊重される社会は、一つの価値観にとらわれない社会であり、日本人も外国人も、一人ひとりが自分の個性を存分に生かして活躍することができる社会である。本市は社会の様々な所で生じる外国人に対する差別の解消を目指すとともに、相互理解の促進や共に歩むまちづくりに努めていく。

<あるべき姿>

- ・市内の様々な分野で、外国人が活躍し、貢献している。
- ・活躍する外国人を見た市民の間で外国人への肯定的な見方が広がっている。
- ・外国籍等の子ども達が目指したいと思うような大人が多くいる。
- ・外国人に対する差別が根絶されている。

<課題>

- ・外国人の地域等での活躍と貢献を後押しするための仕組みが不十分。
- ・外国人が地域社会に溶け込むためには、一層のお互いの歩み寄り、これを実現するための手段が必要。
- ・外国籍等の子ども達が目指したいと思うような大人に出会う機会が少ない
- ・文化、宗教、生活習慣等の違いに対する根強い差別的な見方や偏見がある。

<施策の展開例>

○ 留学生受入れ環境の向上と外国人の就業・起業支援

本市の成長を担う原動力として留学生を捉え、その受け入れ環境を一層向上させるとともに、就業・起業の支援に取り組む。日本の商習慣への理解を深めるよう留学生の就職活動を支援するとともに、市内中小企業への紹介を行う。

あわせて定住外国人についても、国や県と連携して企業への橋渡しの機会を増やすなどして就労支援を行う。

○ 地域での外国人と一体となって取り組む催し等の実施

防災訓練や地域活性化のイベントなど、外国人が参加しやすい催しについて、外国人・地域社会の双方に働きかけを行っていく。また、外国人を配偶者に持つ日本人にも積極的な呼びかけを行う。

○ 母語や母国の文化を活かせる制度

母語を活かした語学講座や母国の文化の紹介など、限られた日本語でも、日本語以外の言葉が使えること、世界の異なる文化に詳しいことを強みとできる場を増やしていく。特に子どもとその親である外国人が共に活動に参加し、親の活躍を子が知ることができる機会を設けていく。

○ 地域で活躍する外国人が注目される仕組みづくり

外国人が認められ活躍できる社会を目指すにあたっては、実際に活躍する外国人の姿が広く知られることが大切である。横浜に住み、地域社会に大きな貢献を果たしている外国人や、厳しい境遇を乗り越えた経験を持つ外国人を、市が積極的に紹介していく。

○ 差別のない社会・多様性を肯定する社会に向けた取組

外国人が差別や人権侵害を受けることがなく、多様な文化や考え方が尊重され、皆が協働する社会を目指し、文化、宗教、生活習慣等における多様性に対して理解が深まる資料や研修の機会を充実させ、市民、企業、学校（児童・生徒）等に対し、理解を促していく。

（２）誰もが活動・滞在しやすいよう「おもてなし力を高める」

市内を訪れる外国人観光客の増加、豊富な開催実績がある世界トライアスロンシリーズ横浜大会や、来るべきラグビーワールドカップ 2019TM、東京 2020 オリンピック・パラリンピックなど大規模スポーツイベントの開催を絶好の好機ととらえ、本市は、誰もが活動・滞在しやすいよう「おもてなし力」を高めていく。

短期滞在の外国人はもちろん、日本語ができない市内外資系企業の就労者や留学生にも暮らしやすく活動しやすい環境づくりを、市民の思いやりあふれる機運の盛り上げや、ICT等を有効に活用した取組で推進していく。

あわせて、災害の発生や急病の際に、外国人が安心して行動できるよう、支援をしっかりと進めていく。

<あるべき姿>

- ・大規模スポーツイベントの開催に向け、案内表示や情報提供体制など短期滞在の外国人が暮らしやすく活動しやすい環境づくりが進んでいる。また実施した取組がレガシーとして、大会終了後も短期滞在者等の受け入れ施策に生かされている。
- ・短期滞在者を含め、外国人が緊急時に安心してサポートを受けられる体制が関係機関等との連携により整っている。
- ・外国人受け入れ施策の質を高める上で、外国人自身の視点が生かされている。

<課題>

- ・案内表示や情報提供体制など短期滞在者の受け入れ施策については、一層の取組が必要。
- ・外国人の防災・医療など緊急時の支援体制が不十分。
- ・外国人自身の視点を生かした外国人受け入れ施策が必要。

<施策の展開例>

○ 防災・医療など緊急時の外国人対応強化

発災時の避難場所に関する情報提供や医療機関の国際的な認証取得支援等を通じた高品質な医療体制の整備、ホテルや大使館・領事館等との連携を推進する。また、避難場所等において日本語が分からない外国人が行動しやすくする体制や、「やさしい日本語」も有効に活用した初動時の情報提供体制を一層整えていく。

○ 案内表示の多言語化推進と外国人向け広報の充実

短期滞在者を中心に行動パターンを調査・分析し、外国人にとってわかりやすく多言語で案内されるよう表示の改善を進めて行く。また、外国人の暮らしに関わる様々な分野で多言語や「やさしい日本語」での広報の充実につとめていく。

○ ICT等を活用した情報提供体制の充実

スマートフォンの普及や情報通信技術の進展を踏まえ、積極的に先端技術を取り入れた情報提供ツールを採用していく。

○ 公衆無線 LAN の環境充実

短期滞在者が多いエリアを中心に、Wi-Fi の整備を進めるとともに、Wi-Fi がどこで使えるかの情報も丁寧に提供していく。また一層ストレスなく短期滞在者がWi-Fi を使えるよう様々な改善に取り組んでいく。

○ 通訳等ボランティア体制のさらなる充実

大規模スポーツイベントの開催を捉え、外国人を応対する通訳等の体制強化のほか、英語をはじめとする多言語コミュニケーションの推進に取り組む。さらに、外国人市民が「おもてなしする側」に携われるような取組を進めていく。

○ 外国人の目で見えた地域の魅力の発見と発信

留学生や、すでに帰国した元市内在住の留学生等の協力を得るなど、外国人ならではの目線で横浜の魅力を発信していく取組を展開し、横浜の魅力のさらなる発掘を進め、横浜を訪れる外国人の拡大につなげていく。

(3) 外国人が抱える多様な課題に寄り添う「つながりを広げる」

外国人の定住化や外国人世帯の家族化などを通して、外国人の暮らしのニーズはますます多様化・複雑化が進んでいる。こうした中には、特に困難を抱える外国人や外国籍等の子どももおり、課題の把握とともに、きめ細かな対応が求められている。

限られた人的・経済的な資源の中で、多様な外国人に対応していくためには、様々な主体が連携・協働を一層進めていくことが求められる。

そのために本市は、国や県、その関係機関等との連携を深めながら、基礎自治体としての立場から、国内における共生社会の実現に向けて貢献を果たしていく。

また地域にあっては、本市は、横浜市国際交流協会（Y O K E）や国際交流ラウンジ、県関連施設、自治会・町内会や学校、市民団体など、様々な活動主体との協力を進め、幅広くつながりの輪を広げていくことで、きめ細かな対応につなげていく。

<あるべき姿>

- ・定住化が進むことにより生じる外国人とその家族の多様な課題に、様々な主体が連携・協働してきめ細かに対応している。
- ・外国籍や外国につながる児童・生徒とその保護者が十分な相談対応や教育支援を受け、こうした子どもたちが将来の横浜を担う人材として育まれている。
- ・地域コミュニティで外国人が一体となって活動に参加し、地域でつながりが生まれている。

<課題>

- ・外国人とその家族が抱える様々な課題に、課題の把握も含め、対応が追いついていないと言いき難く、生活に困難を抱え、将来の展望が開けない外国人がいる。
- ・外国籍や外国につながる児童・生徒の中には、日本語能力の不足やこれに伴う学習の遅れなどで、進学や就職に困難を伴うケースが増えている。また文化や生活習慣の違いなどによって学校に馴染めない、アイデンティティの問題など多様な課題を抱える子どもがいる。
- ・地域コミュニティと外国人との間で互いの理解と歩み寄りが一層必要とされている。

＜施策の展開例＞

○ライフステージにあわせた外国籍等の子どもとその親へのサポート

子の誕生から成人まで、本人とその親が様々な段階で日本語学習をはじめとした支援を受けられるよう、様々な主体の連携強化を図っていく。子の妊娠・出産、乳幼児期の育児、就学や進学、受験、就職など、ライフステージの転換期を手厚く支援し、外国籍や外国につながる児童・生徒が未来を切り開くサポートを行う。あわせてインターナショナルスクール等、外国人学校の支援・連携を行う。

○外国人高齢者・障害者等に対する対応の検討

外国人高齢者や障害者等は、医療・福祉の制度を利用するにおいても、日本の制度に詳しくなく、また日本語が不自由であるなど、日本人より深刻な困難を抱えがちである。こうした外国人への相談対応・多言語対応について検討を進めていく。

○地域コミュニティと外国人のつながり支援

長く日本で暮らす先輩外国人が、日本に来て日が浅い外国人の困りごとに対して気軽にアドバイスを行っていけるよう、外国人がつながりを持つことができる場所を生み出していく。また、母国のコミュニティと地域コミュニティとの交流や、外国人コミュニティ同士の連携、地域の関係づくりに携わる人材の育成を進め、多くのつながりをつくりだす。

○関係機関等とのさらなる連携促進

急激な増加が見込まれる外国人への対応は互いの連携で乗り越える必要がある。庁内の一層の連携に努めるとともに、横浜市国際交流協会・各国際交流ラウンジが持つ知見・経験の共有等を通して各主体をしっかりと支援するとともに、互いの役割を分担・補完し合えるよう一層の連携強化を進める。また、国や県、その関係機関、その他周辺自治体等とも連携を促進していく。国には現場で発生している諸課題について、国レベルでの対応を望む時は、積極的に働きかけを行っていく。

○外国人の実情の把握と研修の充実

外国人が置かれている環境は多種多様であり、採るべきアプローチもそれぞれ異なる。そのため、ニーズが多様化する外国人の実情を正確に把握する姿勢が欠かせない。統計調査等による定量的な調査に加え、外国人に対するインタビューなど定性的な意見を踏まえて、実態把握につとめる。また調査結果等を庁内で広く共有し、全庁的な施策に結び付けていくための研修を実施していく。

(4) 3つの施策の連関が生み出す創造的社会

上記の3つの施策の方向性は互いに連関しあい、多文化共生による創造的社会の実現を確かなものとしていく。

○「機会を創り出す」×「おもてなし力を高める」

外国人が活躍する機会に溢れる社会は、多様な文化的背景に寛容な社会を一層促進し、新たに到来する多様性の機会を歓迎すべき変化として受け入れる市民を育む。

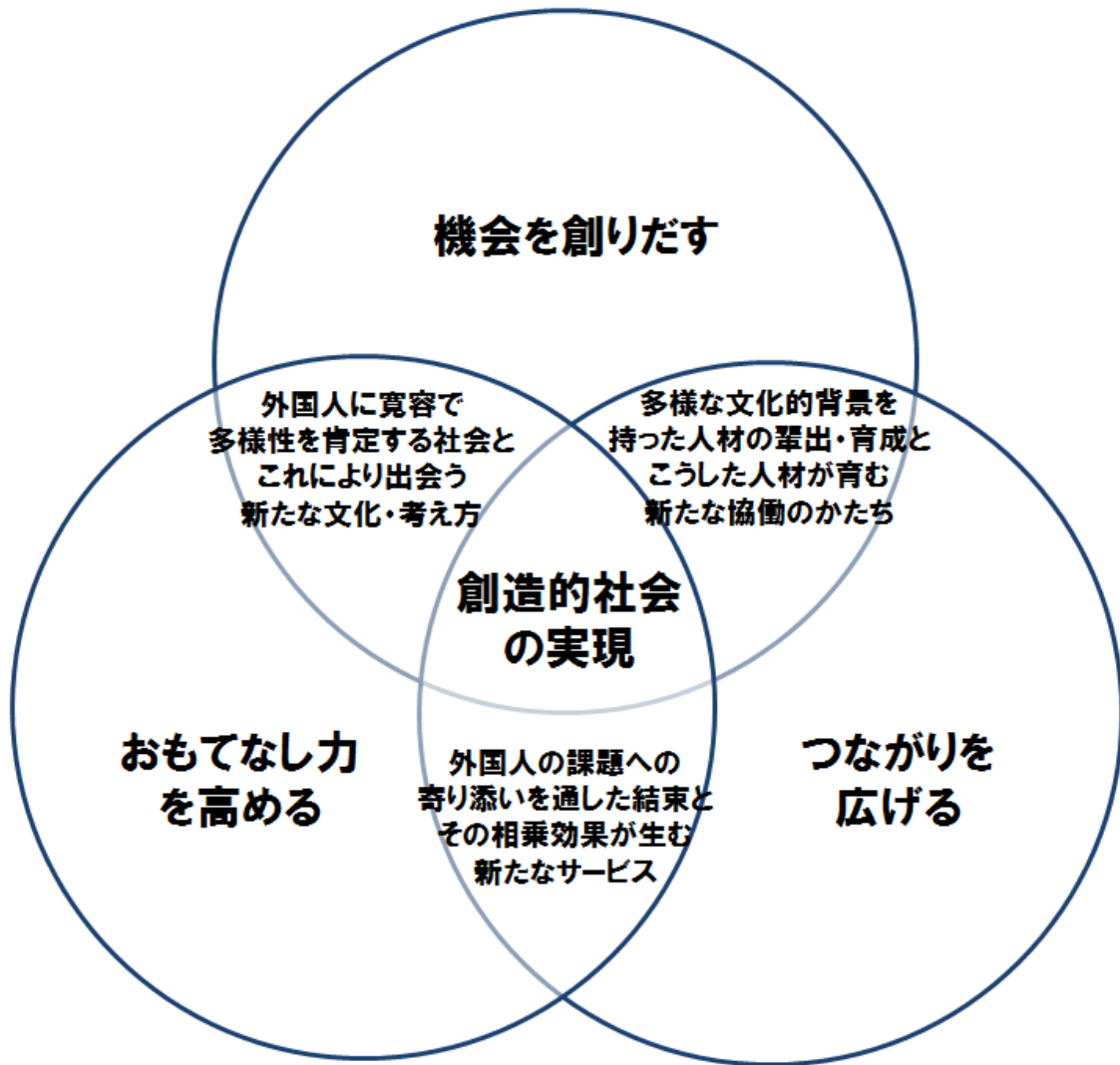
一方、来訪者に心からのおもてなしを行う包容力のある都市には自ずと外国から新たな文化や考え方がより多く持ち込まれ、これが新たな外国人の活躍の機会を創り出す。

○「おもてなし力を高める」×「つながりを広げる」

心から来訪者へのおもてなしを行うことができる社会では、市民の間に「困っている来訪者を助けてい」という共通の目的を持った結束が生まれていく。この結束が強まることで、市民の間に一層、つながりが深まる。こうして育まれたつながりは、新たな相乗効果を生んで、さらなるおもてなしのサービスを生み出していく。

○「つながりを広げる」×「機会を創り出す」

様々な分野で活動する市民・団体が相互に連携を進める中では、こうした連携を生み出す核となる人材が輩出される。とりわけ、共生社会に向けた取組を推進する中では、多様なバックグラウンドを持った人材が見いだされる。こうした人材は、今まで解決できなかった課題を、新たな協働や発想の転換等により解決する力を秘めており、本市をフィールドに新たな外国人の活躍の機会を創っていくだけでなく、外国人が活躍する様々な機会を新たなつながりに結び付け、外国人に対する肯定的な見方を一層広げていく。



図：3つの施策の連関イメージ